

建築士法施行令及び不動産の鑑定評価に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、建築士法施行令及び不動産の鑑定評価に関する法律施行令について所要の改正を行うものとする
こと。
(本則関係)

第二 附則

- 一 この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日から施行するものとする。
(附則第一項関係)
- 二 その他所要の改正を行うものとする。
(附則第二項関係)